

令和 8 年度 第 2 回 鎌倉市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和 8 年(2026年) 8 月 20 日 (木) 9 時 30 分から 10 時 50 分まで

2 場 所 鎌倉市役所本庁舎 4 階 402 会議室及びオンライン会議

3 出席委員

区 分	氏 名	出 欠
被保険者代表	永嶋 幸子	出席
〃	落合 るみこ	欠席
〃	菊池 智美	出席
〃	秋山 勝	出席
〃	(欠員)	-
医療担当代表	倉岡 隆	出席
〃	三宅 泉	出席
〃	山内 由光	出席
〃	島田 博	出席
〃	金林 茂	出席
公益代表	吉中 季子	出席
〃	近内 美乃里	出席
〃	松宮 さきく	出席
〃	加藤 五月	出席
〃	赤木 拓人	出席
被用者保険等	阿部 美弥子	出席

以上 14 名 (敬称略)

4 事務局 笛田保険年金課長、崎野課長補佐、福田係長、片瀬係長、
梅澤職員、濱口職員

5 議事日程

- (1) 令和 7 年度鎌倉市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 国民健康保険事業について
- (3) その他

6 会議の内容

(1) 会議概要

- ・ 開会（吉中会長）
- ・ 会長挨拶及び委員の自己紹介（吉中会長）
- ・ 国民健康保険制度の概要について（事務局）
- ・ 本協議会の成立の報告（事務局）
- ・ 議事進行（吉中会長）
- ・ 閉会（吉中会長）

(2) 議事概要

議題に入る前に、国民健康保険制度の概要を事務局より説明の後、質疑応答となった。概要は次のとおり。

吉中会長 国民健康保険料が特別徴収（年金からの天引き）になる基準はあるのか。

福田係長 世帯の中で国民健康保険に加入されている方全員が65歳以上74歳以下であること、世帯主が国民健康保険の加入者であることが基本的な条件となる。世帯主が後期高齢者医療保険制度や、被用者保険に加入している場合は特別徴収にはならない。保険料の基準の数字を超えないことも条件となる。世帯の状況によるので一口に特別徴収の対象となるかどうかの案内はできかねるが、該当者は特別徴収となる。

吉中会長 低年金の場合はどうなるのか。

福田係長 老齢基礎年金が18万円を下回っていないことが条件となる。そのため、それ以外の条件が当てはまっていたとしても特別徴収にはならない。年金が少ないという場合には結果的には天引きにはならない。

吉中会長 年金が少ない場合は、保険料とも比例するのか。

福田係長 年金収入のみということであれば、最低の保険料額になると思われる。

島田委員 均等割と平等割について説明してほしい。

福田係長 均等割は、人数に対してかかる人数割で、平等割は、世帯としてかかる金額である。

吉中会長 平等割は基礎料金のようなものか。

福田係長 おっしゃる通り。何人分でも同じ料金となる。

島田委員 選ぶことはできるのか。

福田係長 選ぶということではなく均等割と平等割の両方が必ずかかり、その2つを合わせて基本料金と言う位置づけである。

吉中会長 例えば、高齢者のいない世帯だと医療給付費分のみかかるのか。

福田係長 そういうわけではない。全体像として申しあげると、介護納付金分は、40歳～64歳の被保険者が該当するが、医療分、後期高齢者医療支援金分、子ども・子育て支援金分は全ての年齢の方にかかる。これらの合算がその世帯の保険料の金額となる。

吉中会長 後期高齢者医療支援金分、子ども・子育て支援金分は全市民で負担しているということか。

福田係長 おっしゃる通り。

吉中会長 所得割料率は所得に対してかかる料率か。

福田係長 ご認識の通り。

永嶋委員 介護保険料について、65歳以上の方は年金から引かれるのか。

福田係長 65歳以上の方は介護保険料として、別途納める仕組みになっている。市でいうと介護保険課から通知している。64歳までの方は健康保険と一体で徴収している。

吉中会長 退職して保険がそのままになっている人もいると思うが、市から何か通知等がいくのか。

濱口職員 加入勧奨通知を送付している。ただ、送付対象者は保険者が不明となり保険請求ができていない状態の受診がある方のみ。退職により保険を喪失したという情報は基本的には市で確認がとれないため、保険の切り替えが必要な人全員に通知を送付することはできない。

吉中会長 申告ベースということか。

濱口職員 そうなる。

吉中会長 それでは、無保険になっているという方も現実にはいるということか。

福田係長 存在し得るということになる。

笛田課長 ただ、国民健康保険に加入した際には遡って資格を付与するため、空いている期間はないことになる。

吉中会長 医療にかかっていなくてもそうなるのか

笛田課長 おっしゃる通り。期間を途切れないように入るのが保険制度であるため。

山内委員 かかったときに必要であるため遑っている。かかっていないからといって無保険でよいということではない。

議題 1 令和 7 年度鎌倉市国民健康保険特別会計決算については、笛田課長の説明の後、質疑応答となった。概要は次のとおり。

吉中会長 結局、財政はよくなっているのか

笛田課長 令和 7 年度については歳入歳出差し引き額が 4 億 2 千万円程度あり、黒字運営。財政的には足りている。ただ、保険料は上昇傾向にあり、所得水準は上がっていない状況がある。黒字分は基金に回されたため、基金を取り崩して保険料の上昇をどう食い止めるか検討していかなければならない。

島田委員 予算額より収入が増えたのはなぜか。

笛田課長 令和 7 年度は所得の多い方が転入してきたこと、所得更正により所得が上がった方が増えたことにより当初より保険料収入が伸びた傾向がある。そのため、4 億円の歳入歳出の差し引きとなったと認識している。一定程度所得が上がった方もいる。

島田委員 人数が減っても、所得が上がった人がいるとそうなるのか。

笛田課長 保険料収入が伸びることになる。

吉中会長 1 人あたりの保険料が経年（7 年間）で見ると 4 万円近くあがっているが、一方で免除申請も増えているのではないか。

福田係長 減免制度は条例に規定されており、収入が著しく減少した方向けのものが該当するかと思う。急増している感覚はないが、他市の話等を聞くと鎌倉市への問い合わせ件数は若干多めという印象である。相談を受け、実際の申請にまで至る方は年間数件である。

吉中会長 所得の多い方は増えていて、減免の問い合わせが増えているということは、格差の広がりを感じる。

山内委員 鎌倉市の不納欠損額は県内比較したときにどのくらいなのか。収納率は良いのか、悪いのか。保険料は 2 年間で追えなくなると聞いたので、2 年間黙っていれば逃げ得されてしまうのではないか。

笛田課長 不納欠損の県内比較の資料はないため、わかりかねる。県の方では収納率と滞納整理の件数で捉えており、少ないと指導が入るというようなこともあるかもしれないが、県の方ではそのように把握していると考えている。国民健康保険料は 2 年で時効となるため、それまでに必要となる督促・催告・

財産調査を鎌倉市でも努力していく。

山内委員 逃げ得とならないように努力してほしい。

質疑終了後、議題 1 については、原案のとおり承認された。

議題 2 国民健康保険事業については、笛田課長の説明の後、質疑応答となった。概要は次のとおり。

秋山委員 「資料 2」に記載している受診目標値は第 3 期鎌倉市データヘルス計画の値か。スポーツクラブお試しクーポン券利用状況の男女別、平均年齢人間ドック費用助成申請者の男女比率がわかれば示してほしい。

片瀬係長 受診目標値については第 3 期鎌倉市データヘルス計画の値である。

秋山委員 どこに記載されているのか。

片瀬係長 p.63 に特定健診の実施率や保健指導の実施率の目標値を記載している。スポーツクラブお試しクーポン券の男女比についてすぐにお示しすることはできかねる。平均年齢の比率については、万遍なく利用されているが、60、70代でそれぞれ約36～37%のため、7割が60～70代といえる。人間ドックの男女別の数値はいますぐにお示しすることはできかねる。

濱口職員 女性の方が利用者数は多いと感じている。6割程度である。

吉中会長 なぜ男女別の数値を知りたいのか、何か仮説があるのか。

秋山委員 鎌倉市の特に女性の高齢化率が上がっている中で、どのくらいの方が利用しているのか関心があったことから尋ねた。

吉中会長 ハガキ以外に何か周知する方法は考えているのか。

濱口職員 健診開始と終了のタイミングで市の広報に掲載している。薬剤師会を通じてチラシの配布をお願いしている。

質疑終了後、議題 2 については、原案のとおり承認された。

議題 3 その他では、次回開催は令和 9 年 1 月 28 日（木）とすること、第 3 期鎌倉市データヘルス計画中間評価について意見を伺う予定であることを説明した。

以上で、令和 8 年度第 2 回鎌倉市国民健康保険運営協議会は終了した。